

「ノーモア・ヒバクシヤ」の たたかいに学ぶこと——憲法をいかして平和な未来をつくるために

糀谷 陽子

「ガザやウクライナでの戦争が続く中、中高生が憲法からどう平和を構想できるかの授業プランを書いてみませんか」と、お誘いをいただきました。

昨年は戦後八〇年ということで、「戦争体験を直接聞くことのできる最後の世代」として戦争の記憶を継承することの重要性が議論されました。私はそれと同時に、この間、戦争を起こさせないために、人々がどのようなくみをしてきたのか、その「たたかい」を学び、継承するというだけでなく引き継いでいくことが求められていると思います。

そういう時に中学校に勤務していたら、私はどんな授業をするだろうか？ ①戦争とは何だったのか。②戦争を起こさせないために、この八〇年間のようなくみがおこなわれてきたのか。③戦争放棄を定めた日本国憲法が、そのとりに

みを支えてきたこと。——子どもたちと一緒に、この三つをしっかりと学び、考え合いたいと思います。

しかし、いま使われている中学校の教科書を読むと、いわゆる歴史修正主義の教科書でなくても、検定基準の改悪や教科書記述に対する政治介入の影響により、記述の後退や右傾化、戦後の歴史の記述の薄さを感じることがあります。

教科書記述の不十分さをカバーして、憲法から平和を構想する授業をすすめるためには、それなりの教材が必要だと思います。私はその一つとして、日本被団協と被爆者の「たたかい」をとりあげたいと思います。学生時代に長崎の被爆者の生活史調査に参加し、教員になってからも東京の「被爆教師の会」の先生方と一緒に平和教育の研究や交流をする機会がありました。その中で学んだことを子どもたちに伝え、一

緒に考えていきたいと思ひ、岩波ブックレットNo.1481『被爆者からあなたに いま伝えたいこと』を参考に、子どもに話すつもりで書いてみたいと思ひます。

一 この八一年間、
日本はなぜ戦争をしないでこられたのか

(1) 「戦争は人間の本能」?

いまだに世界のあちらこちらで戦争がおこり、続いていることは、みなさんも知っているでしょう。ロシアによるウクライナ侵略がいまだに続き、イスラエルによるガザ攻撃は二〇二五年一〇月に停戦しましたが、まだ戦闘が止んでいません。今年一月にはアメリカが突然ベネズエラを攻撃したというニュースが飛び込んできて、すごく驚かされました。三月にはイランへの攻撃が始まり、多数の死傷者が出ています。こうした状況を見て、「人類の歴史が始まって以来ずっと戦争が続いている。戦争は人間の本能だから、世界から戦争がなくなることはない」という人がいます。本当にそうでしょうか?

日本の歴史をふりかえってみましょう。一八六七年の明治維新から一九四五年の敗戦までの七八年間は、何度も戦争が起こり、長期間続きました。でも、それから今日までの八一年間、世界ではたくさん戦争が起こり、日本もさまざまな影響を受けましたが、日本が戦争を始めたり、よその国から攻撃されたり、それによって人が死んだり、人を殺したりと

いうことはありませんでした。このことは、世界の他の国や地域と比べても特筆すべきことだと思います。どうしてそういうことができたのだろうか? と考えたことがありますか。

(2) 「平和憲法があったから」?

そうですね。日本国憲法の前文には「日本国民は、……政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、……この憲法を確定する」とあり、「世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と書いてあり、第九条は「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使」を永久に放棄し、「戦力」の不保持と「国の交戦権」の否認を定めています。

したがって日本の国会や政府が、この憲法に反して戦争をするための法律をつくったり、戦争の準備をしたりすることはできないはずですが、しかしいまの日本には、自衛隊や米軍基地が存在し、集団的自衛権を前提とした安全保障法制があります。このことが「憲法の平和主義に反する」という意見がある一方、政府をはじめ「憲法違反ではない」という意見もあって、鋭く対立しています。そして、二月の総選挙のあと、憲法九条に自衛隊を書き込んで「改正」しようとする動きが強まっていると言われてます。

では、このように日本の中に憲法の平和原則に反する現実があったとしても、これまで戦争をしない・させないようなことができたのは、なぜなのでしょう?

(3) 平和と核兵器廃絶を求める運動の力

私は、主権者である市民の運動があったからだと思います。「戦争だけはやってはならない」という戦争体験者の声に代表されるさまざまな平和運動、核兵器廃絶を求める運動、「九条の会」の運動など、憲法「改正」に反対し、憲法を守り活かすことを求めるとりくみが全国各地で続いています。

そして、それらの運動の中でも中心的な役割を果たしてきたのが、二〇二四年一月にノーベル平和賞を受賞した日本原爆被害者団体協議会（日本被団協）と被爆者たちの「たたかひ」だと思います。それはどのような「たたかひ」なのか、私たちはそこから何を学ぶべきなのかを考えていきたいと思ひます。

二 原爆被害の実相と日本被団協の結成

(1) 人類史上初めての核兵器の被害

一九四五年八月六日、広島に、九日は長崎に、アメリカ軍はそれぞれウラニウム、プルトニウムの原子爆弾を投下しました。

原爆は地上から五〇〇〜六〇〇メートル上空で爆発しました。それによって生まれた火球は摂氏数百万度に達し、地表の温度は三〇〇度から五〇〇度（太陽の表面温度とほぼ同じ）となりました。強い熱線のために爆心地から二キロメートルの範囲では次々と火災が起こり、また、爆発の直後

に起きた爆風によって、爆心地から一・五キロメートル以内の木造家屋は一瞬にして倒壊しました。そのために爆心地近くにいた人々の多くが死傷し、広島、長崎の街は一瞬のうちに壊滅してしまいました。

原爆投下による被害は、それだけではありませんでした。人間の細胞を破壊し、遺伝子を傷つける「放射線」によって、一時は助かったと思つた人々も、投下後に家族の捜索や救援、死体処理のために市内に入った人々も、急性放射線障害に苦しみ、命を奪われました。

こうして、その年のうちに広島では一四万人余、長崎では七万人余の人々が亡くなりました。かろうじて生き残つた人々も、家を焼かれ、家族を失い、原爆による死への不安の中で生きていかなければなりませんでした。

(2) 「空白の一〇年間」

このように、人類がかつて経験したことのない大きな被害があったにもかかわらず、人々に対する救援の手が差しのべられることは、ほとんどありませんでした。

八月一五日の敗戦後、日本はアメリカを中心とする連合国軍に占領されました。GHQ（連合国軍総司令部）は原爆被害者に対する支援を禁止、被害を隠蔽するとともに、新聞の事前検閲を行つて原爆に関する報道を禁止しました。

日本政府は一〇月、戦時災害保護法による救護所を閉鎖。原爆症のことはまだあまり知られていなかったため、医療機関での治療もすすみませんでした。

一九四七年、アメリカの原爆障害調査委員会（ABC）が広島、長崎に設置されましたが、これは将来の核戦争を想定した調査研究機関で、治療は行われませんでした。

このように被爆後約一〇年間にわたって、アメリカと日本政府が、被害者を救援せず、被害の実態を明らかにしないどころか、それを隠蔽してきたことによって、被爆者や孤児たちは見捨てられ、苦しみ続けなければならなかったのです。

(3) 日本被団協の結成

アメリカは一九五四年三月一日、太平洋のビキニ環礁で水爆実験を行い、周囲にいた第五福竜丸をはじめ多くの漁船の乗組員が被曝しました。九月三日には第五福竜丸の無線長・久保山愛吉さんが原爆症によって亡くなりました。

この事件は大きな衝撃を与え、原水爆実験反対の署名運動が急速に広がりました。さまざまな団体、市民、自治体による「原水爆禁止署名運動全国協議会」が結成され、被爆一〇年にあたる一九五五年八月六日、広島で「原水爆禁止世界大会」が開催されました。世界大会では、水爆実験の被害者とともに広島、長崎の原爆の被害者がそれぞれ登壇して訴えました。「あの日から一〇年、毎日毎日が苦しみでした。……戦争さえなかったら、原爆さえなかったら、こんなみじめな姿にはならなかったのです。……私たちが死んでしまつたら、だれがこの苦しみを世界に知らせてくれるのですか。……どうかここにお集まりの皆さん、こういう苦しみをくりかえさぬよう……」（長崎の被爆者・山口みさ子さん）。

らかに全世界に訴えます。人類は私たちの犠牲と苦難をまたふたたび繰り返してはなりません。（傍点筆者）

一〇年間も見捨てられ、原爆の被害から逃れることもできず、苦しみ続けてきた被爆者にとって、日本被団協の結成は大きな喜びであり、生きるよりどころとなりました。

三 つたたび被爆者をつくらないために

(1) 「原水爆の禁止」と「原爆被害者援護法の制定」

結成総会のスローガンや規約、結成宣言にあるように、日本被団協は、「子どもや孫はもちろん、世界の誰にも自分のような苦しみをさせたくない」¹¹。ふたたび被爆者をつくらない」という被爆者の願いをかなえるためには、「原水爆の禁止」と「原爆被害者支援法の制定」という二つの要求の実現が不可欠だということを明らかにしていきました。それは決して簡単なことではありませんでした。そこにはどのような「たたかい」があったのでしょうか。

(2) 「国家補償」に基づく被爆者援護法

結成総会のスローガンにあった「被爆者の治療・自立更生」「遺家族の生活保障」などは、原爆による病気や貧困に苦しむ被爆者と遺族への救済を求めたものです。それは、「困っているから助けてほしい」というよりも、「このような状況に陥っているのは自分のせいではなく、原爆のせいであり、それは戦争のせいなのだから、戦争を起こした国の責任

この大会をきっかけに、全国各地で被爆者の体験を聞く運動が始まりました。それは被爆者を探し、組織をつくる運動につながり、広島、長崎をはじめ岡山、群馬、愛媛、長野などで被害者の会が結成されました。翌五六年三月には、原爆被害者による初の国会請願が行われました。

そして、原爆被害者が権利を要求し、守る主体となって運動をすすめるための全国組織をつくろうという機運が盛り上がり、五六年八月一〇日、長崎で開かれた第二回原水爆禁止世界大会の二日目に、全国の被爆者八百人が集まって「日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）」が結成されました。壇上には「原水爆禁止運動の促進」「原水爆犠牲者の国家補償」「被爆者の治療・自立更生」「遺家族の生活保障」というスローガンが掲げられ、「原水爆被害者が団結し、助け合つて、多くの人々との協力のもとに、医療、生活その他の問題を解決し、合せて原水爆の被害を……訴えることにより、三たびこのような惨事をくりかえさないように、……原水爆禁止運動を行うことを目的」とする規約が採択されました。

結成大会の宣言「世界への挨拶」には、次のような言葉があります。「私たちは今日の集まりで亡き人々をしのび、又長い年月のかぎりない思いを互いに語り合いました。……（それは）ひとときのなぐさめや、きやすめのためではありませんでした。手をつないで決然と立ち上がるためにほかなりませんでした。……かくて私たちは自らを救うとともに、私たちの体験をとおして人類の危機を救おうという決意を誓い合ったのであります。私たちは今日ここに声を合わせて高

でつぐなうしてほしい」（国家補償）ということなのだと思えます。

日本被団協がまとめた「被爆者援護法」は、①治療費の全額国家負担、②健康管理、③調査研究と治療機関の設置、④原爆犠牲者への弔慰金、遺族年金、⑤障害年金という内容で構成されていました。原爆の最大の犠牲者である亡くなった人々への補償が含まれていることが特徴です。

運動の広がりを反映して一九五七年に原爆医療法、六八年に原爆特措法が制定されましたが、いずれも生存する被爆者の「特別な状態」に対する社会保障の理念に基づくものでした。

一方、六三年の原爆裁判の東京地裁判決が「自らの……責任において開始した戦争により、国民の多くを死に導き……不安な生活に追い込んだ（国家には）結果責任に基く国家補償の問題が生ずる」と述べ、在韓被爆者・孫振斗裁判の最高裁判決（七八年）が、医療法は「戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根幹にあることは……否定することができない」としたことは、日本被団協の主張を後押しするものでした。

(3) 戦争被害「受忍」論との「たたかい」

この最高裁判決後、政府は「原爆被爆者対策基本問題懇談会」を設置し、被爆者対策の基本理念とあり方について諮問しました。八〇年に出された答申には、次のように書かれて

いました。「およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民が……何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは国をあげての戦争による『一般の犠牲』として、すべての国民がひとしく受忍しなければならぬ。」「およそ」というのは例外がないということであり、過去における原爆被害だけでなく、現在、未来にわたって、「国をあげての戦争」の犠牲を、国民は「ひとしく」我慢しろということになります。——「死んだ人が犬死になる」「全国民への挑戦だ。絶対に許せません」。答申の翌日の抗議集会での、被爆者たちの激しい怒りと今後の「たたかい」への決意の言葉を忘れることはできません。

「受忍」論に対して日本被団協は、「原爆の非人道性と国の戦争責任を裁く国民法廷」運動を全国で展開するとともに、日米両政府に対する「原爆被害者の基本要請」を練り上げ（八四年）、広く国民の理解と支持を求める運動を始めました。

「基本要請」のポイントの一つは、日米両政府に、核兵器を捨て、廃絶のために行動するよう求めたことです。もう一つは、その第一歩として、アメリカ政府に対しては原爆投下について被爆者への謝罪を、日本政府に対しては戦争を始めたと責任として国家補償の被爆者援護法の制定を求めたことです。

「広島・長崎の犠牲がやむをえないものとされるなら、それは核戦争を許すことにつながります」、「被害に対する補償は、同じ被害を起させないための第一歩です。原爆被害者援護法を制定していただきます。」

日本被団協と被爆者が世界の人々に訴える核心は、「核兵器の反人間性」でした。核大国の利害に左右されることや「核抑止力」論に反対し、核兵器は人間と共存することや「絶対悪」論であることを自らの体験や調査から明らかにして、だからこそ核兵器は、「凍結」や「削減」ではなく、地球上から一発残らず「廃絶」するしかない、と主張したのです。

四 「ノーモア・ヒバクシャ」は、みんなの願い

(1) 核兵器は人間と共存しない

日本被団協と被爆者の活動の源にあるのは、「原爆は、人間として死ぬことも、人間らしく生きること許さぬ」「絶対悪の兵器」であるから、人間はこれを廃絶しなければならぬという（「反原爆」）の思想です。

それは、被爆者一人ひとりが自らの体験を通してつかんだ「生き方」であり、一九七七年のNGO国際シンポジウムに際して行われた全国的な被爆者調査や、八五年の日本被団協独自の原爆被害者調査（二万三〇〇〇人が回答）の中で明らかになったことです。七七年の調査では、「あの日、助けを求める人を助けられなかった」など、自身を責め続けてき

護法は、国が原爆被害への補償を行うことによつて、核戦争被害を「受忍」させない制度を築き、国民の「核戦争を拒否する権利」を打ち立てるものです。——「基本要請」に書かれたこの説明は、被爆者援護法の制定は、被爆者だけでなく核時代に生きるすべての人の要求であり、憲法の平和原則を活かすものであると訴えていると思います。

(4) 核廃絶を求めて——「核抑止」論とのたたかい

「ふたたび被爆者をつくらせない」最も確かな道は、世界から核兵器をなくすことです。しかし、戦後の冷戦構造のもとで、また、その終結後も、際限なき核軍拡競争が続いています。

日本被団協は核兵器の廃絶を訴えるため、国際活動に力を入れてきました。一九七〇年代後半から八〇年代にかけては、アメリカと西欧諸国が中距離核ミサイルのヨーロッパ配備を決めたことをきっかけに核戦争の危機が高まり、世界中で反核運動が盛り上がった時期でした。日本被団協は一九七八年の第一回国連軍縮特別総会（SSDI）、八二年の第二回国連総会（SSDII）に代表団を送り、世界の平和活動家や市民と交流したり、学校や教会での証言、街頭での行動などにとりくみました。第二回国連総会では、山口仙二代表委員が国連の会議場で、ケロイドの残る自身の顔写真を掲げて訴えました。

一九七〇年の発効以来五年ごとに開かれる「核兵器の不拡散に関する条約」（NPT）再検討会議にも代表団を派遣した。

た苦しみ語られるとともに、それは原爆が生み出した地獄。人間が人間であり続けることを許さなかった極限の状況によつてもたらされたものであると認識するまでの経過が語られました。八五年の調査は、そうした被害は「人間として」到底「受忍」できるものではないと、前年に発表された「基本要請」の主張を事実として裏付けるものでした。

(2) 国家補償への国民的合意

こうした調査結果を踏まえて日本被団協は、国家補償の被爆者援護法を求める「三点セット」（国会請願署名/国会議員・首長らの支持賛同署名/地方議会の促進決議）の運動にとりくみました。一〇〇二万筆の賛同署名、三分の二の国会議員が賛同、四分の三に迫る地方議会の決議採択を得るなど、この要求での「国民的合意」をつくりあげていきました。

一九九四年、村山富市内閣（自民・社会・さきがけの連立）の時に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（援護に関する法律）が成立しました。この法律は核兵器の廃絶を「究極的」な目標とし、「国家補償」という言葉が書き込まれていないなど、被爆者の願いを否定するものであり、日本被団協は、その後も国家補償の援護法への「改正」を求めています。

二〇一五年に行われた「被爆者として言い残したいこと」調査では、九割が「原爆の被害は我慢できない」と回答し、四分の三以上が日本政府に「憲法九条を厳守し戦争によらな

「ノーモア・ヒバクシャ」のたたかいに学ぶこと

核軍縮・廃絶への動き／被爆者と日本被団協のあゆみ（筆者作成）

	世界のうごき	日本国内のうごき	被爆者・日本被団協
1945	米軍が8月6日広島、9日長崎に原子爆弾投下	GHQのプレスコード（原爆被害の報道が禁じられた）	年内に広島で14万人、長崎で7万人が死亡
1954	太平洋ビキニ環礁においてアメリカが水爆実験	第五福竜丸などが被災 原水爆禁止を求める署名活動が始まる	
1955	第1回原水爆禁止世界大会（広島）		
1956	第2回原水爆禁止世界大会（長崎）		日本原水爆被害者団体協議会結成、各地で被爆者の会結成
1957		「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（原爆医療法）	
1963	部分的核実験禁止条約調印	「原爆裁判」判決：原爆投下は国際法違反、「戦争災害に対しては当然に結果責任に基づく国家補償の問題が生ずる」	
1966			「原爆被害の特質と被爆者援護法の要求」（つるパンフ）発表
1968	核拡散防止条約調印	「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」（原爆特措法）	
1977	国際NGO主催「被爆者問題国際シンポジウム」（東京・広島・長崎）		
1978		在韓被爆者の孫振斗訴訟最高裁判決：「原爆医療法の制度の根底には国家補償の配慮がある」	
1980		厚生省「原爆被爆者対策基本問題懇談会」が「原爆被爆者対策の基本理念及び基本的在り方について（意見）」答申：戦争被害は「受忍」すべき	
1982	第2回国連軍縮特別総会		被団協から代表団41人が参加
1984			「原爆被害者の基本要請」
1985			原爆被害者調査（回答1.3万人）
1987	米ソ、中距離核戦力全廃条約調印		「折り鶴人間の輪行動」
1994		「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」：国家補償を否定	
1996	国際司法裁判所が総合的意見：核兵器の使用と威嚇は……国際法違反		
2003			原爆症認定集団訴訟開始
2005	核兵器不拡散条約再検討会議		国連本部で原爆展開催（～10、15、22）
2010	米ロ、新戦略兵器削減条約調印		
2017	核兵器禁止条約採択		
2020			ヒバクシャ国際署名を国連に提出
2021	核兵器禁止条約発効		
2024			日本被団協がノーベル平和賞受賞

「国づくり」を望んでいます。「国家補償というのは、国が国民に対し、もう戦争はしない、ふたたび被爆者はつくりな」と約束することなんだよ」（故岩佐幹三前代表委員）という言葉に象徴されるように、原爆被害の国家補償の要求は、憲法の平和原則を活かすための、みんなの要求でもあるのです。

（3）核兵器禁止条約とノーベル賞受賞

被爆者の「たたかひ」にふれた国際社会が「核兵器は人間と共存できない」ことに着目するようになったのは、二〇一〇年ぐらいからでしょうか。一三―一四年には「核兵器の非人道的影響に関する国際会議」が開かれ、日本被団協の代表も報告をおこないました。一六年、日本被団協は「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」を提唱し、二〇年末までに一三七〇万余筆を国連に提出しました。そして一七年七月、核兵器禁止条約が採択されました。核兵器を「使用するとの威嚇」も含めて全面的に禁止した条約で、前文は「hibakusha」に言及しています。とりまじめとしたホワイト議長は「被爆者が共有している経験は『人間の魂にふれる』ものであり、核兵器の被害を経験した被爆者が条約成立の『原動力』になった」と述べました。

こうした「たたかひ」が評価され、二四年一二月、日本被団協はノーベル平和賞を受賞しました。授賞式でノーベル委員会のフリードネス委員長は、「あなた方は決して諦めませんでした。あなた方は抵抗し続ける力の象徴です。あなた方は

は世界が必要としている光なのです」と述べ、やがて被爆者たちがいなくなる日が来た時に「証言者の体験とメッセージを受け継いでいく」のは、「日本内外の若い世代の人々」だけでなく、「私たちすべての人間の責任だ」と述べています。

（4）「ノーモア・ヒバクシャ」の「たたかひ」を受け継いで

日本被団協と被爆者たちは、「核兵器廃絶」と「原爆被害への国家補償」という二つの要求は、ふたたび被爆者をつくらない。ためにどうしても必要なものであり、「これらが実現する道筋を見ないうちは死んでも死に切れません」として「たたかひ」続けてきました。被爆者は、それは「原爆から生き残った私たちの『歴史から与えられた使命』である」と同時に、「憲法が保障する国民の自由と権利は『国民の不断の努力によって……保持しなければならぬ』（憲法二二条）主権者としての責務の実践でもある」と述べています（岩波ブックレット「被爆者からあなたに いま伝えたいこと」より）

世界にはいまだに一万三〇〇〇発におよぶ核兵器があり、日本政府は国家補償の被爆者援護法の制定にも、核兵器禁止条約に参加することにも背を向けています。道半ばの「ノーモア・ヒバクシャ」の願いに私たち自身の思いを重ね、学んだことをいかしていきたいと思います。

（東京・元中学校教員／ノーモアヒバクシャ記憶遺産を継承する会理事）